

仙台市契約業者指名基準

(平成元年 8 月 3 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、入札参加者の指名に関する基準について定めるものとする。

(指名基準)

- 第 2 条 工事の請負契約に係る指名競争入札においては、市内に本店を有する業者（以下「地元業者」という。）だけでは技術的に施工が困難なものを除き、可能な限り地元業者を優先して指名するものとする。また、指名に当たっては、別表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に定めるところにより勘案しなければならない。
- 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 16 条各号のいずれかに該当する下請契約を締結することが明らかであると認められる工事については、同法第 17 条に規定する特定建設業者を指名するものとする。
 - 3 物品の購入その他の契約については、第 1 項の規定を準用する。

(指名業者数)

第 3 条 工事の請負契約又は物品の購入その他の契約に係る指名競争入札においては、次の表の左欄に掲げる予定価格の区分に応じ同表の右欄に定める数の業者を指名するものとする。ただし、談合が行われている恐れがある場合で、適正な競争が行われるよう特に配慮する必要があると認められるときは、この限りでない。

予定価格	指名業者数
2 億円以上	おおむね 15～30 業者
1 億円以上 2 億円未満	おおむね 13～26 業者
5 千万円以上 1 億円未満	おおむね 11～22 業者
千万円以上 5 千万円未満	おおむね 8～16 業者
3 百万円以上 1 千万円未満	おおむね 6～12 業者
3 百万円未満	おおむね 4～8 業者

(共同企業体)

第 4 条 工事については、締結しようとする契約の内容により、共同企業体を指名することができる。

(その他)

第 5 条 この基準の適用に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成元年8月10日から実施する。
- 2 契約業者指名基準（昭和52年制定）は、廃止する。

附 則（平成2年8月29日改正）

この基準は平成2年9月1日から実施する。

附 則（平成3年12月5日改正）

この改正は平成4年4月1日から実施する。

附 則（平成6年6月6日改正）

この改正は、平成6年6月6日から実施する。

附 則（平成7年3月14日改正）

この改正は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成7年6月28日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成7年7月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この基準による改正後の仙台市契約業者指名基準（以下「新基準」という。）の実施の際現に有資格者である者については、新基準第2条第3項の規定にかかわらず、新基準第2条第1項の規定による格付を行うものとする。
- 3 新基準第2条第2項の規定の適用については、平成7年7月1日から平成9年3月31日までの間の格付に限り、同項中「4年」とあるのは「2年」とする。

附 則（平成11年3月31日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成14年3月28日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成14年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 第2条第2項の格付工種において、改正後の仙台市契約業者指名基準（以下「新基準」という。）により行った格付評点が、改正前の仙台市契約業者指名基準（以下「旧基準」という。）により行った格付評点以下となる指名業者については、平成15年3月31日までの間に限り、旧基準により行った格付評点を当該指名業者の格付評点とする。また、格付工種以外の工事の種目において、新基準による格付評点が、名簿登載時の総合評点以下となる指名業者については、平成15年3月31日までの間に限り、名簿登載時の総合評点を当該指名業者の格付評点とする。
- 3 新基準により行った格付評点により格付が昇級した指名業者については、平成15年3月31日までの間に限り、第3条ただし書きの規定中「直近上位及び下位の等級」を「2等級上位、直近上位及び直近下位の等級」と読み替えるものとする。
- 4 新基準により行った格付評点は、この改正の実施の日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月21日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 15 年 10 月 28 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準による第 2 条第 4 項及び第 3 条第 3 項の規定は、この改正の実施の日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 6 月 14 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準（以下「新基準」という。）による第 2 条第 1 項及び第 3 項第 3 号の規定は、平成 16 年 3 月 1 日以後に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 26 第 1 項に規定する経営規模等評価（以下この項において「経営規模等評価」という。）を申請した者に適用し、同日前に経営規模等評価を申請した者については、なお従前の例による。
- 3 新基準第 2 条第 3 項第 7 号の規定の適用については、平成 17 年 4 月 1 日付けの格付評点に限り、同号中「格付評点の見直しを実施する日の属する年の初日までの 2 年間に」を「平成 15 年 4 月 1 日から格付評点の見直しを実施する日の属する年の初日までに」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 19 年 6 月 30 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準の規定は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 22 年 3 月 30 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(基準の廃止)

- 2 仙台市契約業者指名基準運用基準（平成 7 年 3 月 20 日市長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の仙台市契約業者指名基準の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約に

ついて適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市契約業者指名基準の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

<p>1 不誠実な行為の有無</p>	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこととする。</p> <p>(1) 市発注工事（仙台市建設公社及び仙台市土地開発公社の発注工事並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約を本市と締結した選定事業者が当該選定事業の実施のため発注した工事を含む。）に係る請負契約に関し、工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない場合等請負契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合</p> <p>(2) 請負者の下請契約関係について、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等の不適切な事実のあることが関係行政機関等からの情報により明確であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合</p>
<p>2 経営状況</p>	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこととする。</p>
<p>3 工事成績</p>	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案することとする。</p> <p>(2) 仙台市優良建設工事表彰要綱（昭和53年2月10日市長決裁）第2条に規定する表彰を受けている場合その他工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重することとする。</p>
<p>4 当該工事に対する地理的条件</p>	<p>本店、営業所等の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>5 手持ち工事の状況</p>	<p>工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>6 当該工事施工についての技術的適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案することとする。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について施工実績があること</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること</p>
<p>7 安全管理の状況</p>	<p>市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督機関からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこととする。</p>

<p>8 労働福祉の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関して、労働基準監督機関から通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこととする。</p> <p>(2) 市発注工事について建設業退職金共済組合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>9 入札金額の内訳書の提出状況</p>	<p>財政局長が別に定めるところにより提出を求めた入札金額の積算内訳を提出しない者及び入札金額の内訳書の内容が不備な者については、以後の指名業者の選定に当たり、当該未提出等の事実を当該業者の評価として考慮するものとする。</p>